

全国中小企業団体中央会 御中

中央労働災害防止協会
理事長 竹越 徹
(公印省略)

令和7年度緑十字賞候補の推薦について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より当協会の業務運営につきまして、特段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、中央労働災害防止協会緑十字賞につきましては、別添の中央労働災害防止協会緑十字賞表彰規程（以下「表彰規程」）に基づき当協会会員各位よりご推薦をいただき、受賞が決定された方々を秋に開催いたします全国産業安全衛生大会の総合集会で表彰することとしております。

つきましては、ご多用の折、誠に恐縮に存じますが、貴団体会員企業様等に本表彰制度をご周知いただき、令和7年度緑十字賞候補を下記によりご推薦くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 推薦方法 以下の推薦入力フォームから入力ください。
URL <https://kenshu.jisha.or.jp/ryokujuji/>
(右のQRコードからもアクセスできます)
ID green25suisen
PASS gca2025
(入力フォームの入力例を同封しております)



2. 推薦期日 令和7年4月14日(月) ※期日以降は推薦不可

3. 推薦手順

- ①上記URLにて、ID及びPASS(パスワード)をご入力の上、推薦入力フォームを開く。
- ②同封の入力例を参考にしながら、必要事項を入力する。
- ③入力完了後、入力内容を印刷し、お手元に控えとして保存する。
- ④入力完了後、当方からの自動返信メールを確認いただく。

(※自動返信メールが届かない場合は、通信トラブル等で当方へ推薦内容が届いていない可能性があります。お手数ですが、中災防(03-3452-6402)までご連絡下さい。)

(※所属団体等からの情報の取りまとめのためにExcelファイルを使用されたい場合は、推薦入力フォームに掲載のExcelファイルをダウンロードし使用ください。)

4. 推薦人数に関する留意事項①（表彰規程第4条第3項）

推薦できる被表彰候補の数は、原則として下記の表に掲げる推薦者の区分に応じ、それぞれ下記の表に定める数を上限とすると規定されております。

各推薦団体様間の公平を期すために、推薦数内での推薦をお守りいただきますよう、お願い申し上げます。

万が一、推薦数を超えた人数の推薦をする場合は、超えるに至った経緯や詳細な理由、並びに優先順位を明記の上ご連絡ください。

推 薦 者 の 区 分		推薦数（安全、衛生併せて）
定 款 第 5 条 に 定 め る 会 員	各1号会員（業種別災防団体）	2
	各2号会員（事業主団体）	2
	各3号会員（都道府県労働基準関係協会等）	
	(1) 北海道、東京、神奈川、愛知、大阪、福岡 (2) 上記(1)以外の府県	2 1
各4号会員（その他の関係団体）	1	

5. 推薦人数に関する留意事項②（表彰規程第4条第3項）

推薦できる被表彰候補の数が2人の場合は、様々な業界・企業の安全衛生功労者へあまねく授与するという賞の理念の観点から、同一企業に所属する候補者を推薦することはお控えいただくようお願い申し上げます。

	Xの例	Oの例
1人目	ヨシ田化学㈱ 一松工場 ●田●子	ヨシ田化学㈱ 一松工場 ●田●子
2人目	ヨシ田化学㈱ 二竹研究所 ○山○彦	ヨシ田化学プラントサービス㈱ ▲川▲男

6. 企業に所属している候補者の事績に関する注意事項(表彰規程第2条第1項)

企業に所属している候補者の業績について、「イ 企業又は団体において以下の業務又は事業（以下「業務等」という。）に10年以上従事し、全国的又は地域的にその業績が顕著で他の範とするに足りる者。」に該当すると認められるのは、所属企業での安全衛生活動に加えて、業界もしくは地域の団体での、安全衛生に係る委員会・役員会・教育訓練事業での顕著な活動が認められる場合です。

業界もしくは地域の団体での活動が認められない場合（＝所属企業での活動のみの場合）は、「ロ 企業又は団体において以下の業務等に長年にわたり従事し、その推進向上に顕著な貢献をした者」に該当します。この場合、「長年にわたり」とは、20年以上が目安であり、最低でも15年以上は必要です。

7. 「企業又は団体」の取扱に当たっての留意事項（表彰規程第2条第1項）

緑十字賞の被表彰者候補の資格として、企業又は団体において産業安全の推進、労働衛生の推進又は産業安全及び労働衛生の推進業務等に一定年数以上又は長年

にわたり従事していることを要件としていますが、この場合の企業又は団体は同一の企業又は団体に限りません。複数の企業又は団体において産業安全等の推進業務等に従事している場合は、これらを通算することができます。

8. 「産業安全及び労働衛生」部門の推薦に当たっての留意事項(表彰規程第2条第1項)

「産業安全及び労働衛生」の部門については、産業安全及び労働衛生の両部門の業務に従事し、いずれを主とするか定めがたい場合やその両部門の業務を通算することにより所定の年数に達する方を対象にすることができます(ただし、産業安全及び労働衛生の両方の業務を担当している期間につきましては、二重に計算はできません)。

9. 緑十字賞の対象となる「職域グループ」について(表彰規程第2条第2項)

本表彰制度における職域グループとは、一事業場より小さく、一個人より大きい規模で活動をしているグループとしております。事業場に所属する複数の個人であり、職域を同じくするグループの活動による業績が全国的又は地域的に顕著であるものに対し、「職域グループ」として表彰をすることができるものとしております。同一事業場の枠を越えた関連事業場等の横断的な活動に対して表彰を行うものではございません。例えば、工業団地あるいはグループ企業単位での活動は対象となりませんのでご注意ください。

また、「産業安全又は労働衛生推進のための活動を10年以上行い、全国的又は地域的にその業績が顕著であるもの」に該当すると認められるのは、自事業場での安全衛生活動に加えて、業界もしくは地域の団体での、安全衛生に係る委員会・役員会・教育訓練事業での顕著な活動が認められる場合です。

10. 同封物

- ・中央労働災害防止協会緑十字賞表彰規程
- ・入力フォームの入力例

11. 表彰式等について

審査の結果は5月下旬に各推薦団体事務担当者様宛にご連絡する予定です。

受賞が決定された方々を第84回(令和7年度)全国産業安全衛生大会の総合集会の表彰式において表彰を行うこととしております。

- ・総合集会日程 : 令和7年9月10日(水)
- ・総合集会場 : インテックス大阪(大阪府大阪市)

12. その他について

表彰式への旅費につきましては、受賞者の方のご負担とさせていただいておりますので、予めご了解のほどお願いいたします。

以上